

議案第 6 号

大野市立小学校及び学校給食センターにおける給食調理業務受託者選
定委員会設置要綱の一部改正案

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市学校給食センターの廃止に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市立小学校及び学校給食センターにおける給食調理業務受託者選定委員会設置要綱（令和3年教育委員会告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大野市立小学校における給食調理業務受託者選定委員会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>大野市立小学校</u>（給食調理業務を委託しようとする<u>学校</u>に限る。）における給食調理業務の受託者（以下「受託者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、大野市立小学校における給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>大野市立小学校及び学校給食センターにおける給食調理業務受託者選定委員会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>大野市立小学校及び学校給食センター</u>（給食調理業務を委託しようとする<u>学校及び学校給食センター</u>に限る。）における給食調理業務の受託者（以下「受託者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、<u>大野市立小学校及び学校給食センター</u>における給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。